平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

		I	1				
施設名	志摩市介護老人保健施設「志摩の里」	所在地	三重県志摩市志摩町片田4807-1				
指定管理者名	公益社団法人地域医療振興協会 指定期間 平成30年4月1日から令和10年3						
設置目的	介護老人保健施設の開	介護老人保健施設の開設による管理・運営					
業務内容	老人保健施設設置条例第5条各号に規定する老人保健施設の業務 介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテー ション、介護予防通所リハビリテーション等の事業の実施に関する業務						
施設概要	入所定員100名、ユニット型個室(1ユニット10室、10ユニット)						
職員体制	医師2名、看護師・准看護師15名、介護福祉士46名、相談員3名、介護支援専門員3名、事務6名、その他臨時等20名						
施設所管課名	介護・総合相談支援課						

2 収支状況

			(A)	(B)	(C)	(単位:円)
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)
		指定管理料	10, 535, 665	10, 535, 665	0	-10, 535, 665
	収	利用料金	585, 585, 623	599, 164, 883	588, 962, 632	-10, 202, 251
	入	その他	8, 471, 790	9, 761, 050	6, 566, 951	-3, 194, 099
事		計(a)	604, 593, 078	619, 461, 598	595, 529, 583	-23, 932, 015
業収		人件費	430, 967, 938	449, 712, 292	448, 720, 481	-991, 811
支		管理運営費	154, 219, 374	159, 414, 295	159, 154, 006	-260, 289
	出	その他	11, 441, 955	13, 404, 894	1, 551, 268	-11, 853, 626
		計(b)	596, 629, 267	622, 531, 481	609, 425, 755	-13, 105, 726
	収	(支差引額(a-b)	7, 963, 811	-3, 069, 883	-13, 896, 172	-10, 826, 289

最新年度(C)と前年度(B)に収支の 増減があったものについて記載 (収入) 指定管理料が無くなったことによる収入の減少。

(収入)利用料金について、介護報酬改定による単価の減少により収入が減少

(支出)公益事業負担金の減少によるその他支出の減少。

3 総合評価

利用者数は前年度より増加したものの介護報酬改定による単価の減少により、全体の収入が減少する結果となった。

指定管理者

また指定管理料が無くなったことによる収入の減少も大きく影響した。

施設の管理運営については協定書に基づき、また 法令を遵守し、適切に行えている。

利用者のニーズ・満足度について54人にアンケートを実施し、31人の回答を得た(回収率56%)。接遇について(言葉遣い、態度、接し方、身だしなみ)の満足度については、良い:63%、普通:25%、悪い:0%、無回答:12%。

施設生活(生活リズム、気を遣う、不便)の満足度 については満足:48%、どちらともいえない: 34%、不便に感じる:12%であった。 市

収入については、平成30年度から令和9年度の10年間の指定管理料が0円になったことにより前年度と比較し減収となっている。また、報酬改定により、加算要件が変更したことが減収の要因である。平成29年度の利用者数(延人数)は、入所28,363人、短期入所5,258人、デイサービス6,713人に対し、平成30年度は入所29,874人、短期入所4,374人、デイサービス6,703人である。入所で1,577人増加、短期入所884人減少、デイサービス10人の減少である。施設全体では、利用者数は増加している。平成31年度以降は、訪問リハビリサービス事業を追加し、施設サービス加算要件の取得と利用者の増加から増収となる見込である。

管理運営の面では、毎月の事業報告、年度別の事業報告 のほか、年3回の管理運営会議を開催し、市と適宜情報共 有を行っている。施設の設置目的に準じた適した管理運営 を行っている。

指定管理業務項目別評価表

			生未	<u>業務項目別評価表</u> 評価			
評価項目				指定管理者		市	
業務運営項目 業務運営項目 評価内容		判定	評価理由	判定	評価理由		
	①施設の目的や基本方針 の理解	施設の設置目的に基づいた管理運営 上の基本方針を理解していたか。	A	施設の目的や基本方針を十分に 理解して管理を実施した。	А	市条例に規定する設置目的に基 づき、事業計画にも経営方針と して記載され理解されている。	
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通じて、施設の設置目的は達成されたか。	A	施設の目的である介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下でのサービス 提供を実施できた。	А	市条例に規定する設置目的であ る高齢者等の健康の保持及び福 祉の増進について達成できたと 思われる。	
	③運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の運営が行われたか。	A	事業計画とおりの併用日数・時間 を達成した。	А	事業計画書に計画された運営が行われた。	
	④職員の配置状況・勤務 実績	職員の配置状況・勤務実績は適正で あったか。	A	法定人数以上の有資格者の配置、その他の職員も適正に配置した。 勤務実績においても特に問題はなかった。	А	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。	
施設設置目	⑤意思疎通	管理運営業務全般について、市と指 定管理者の責任者の間で十分な連絡 調整がなされていたか。		毎月の業務報告および情報共有 が必要な事柄が発生した際は遅 滞なく報告を行った。	А	年3回の管理運営協議会を開催 し、連絡調整を行った。	
目的の達成	⑥各種管理記録等の整 備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・ 修繕・事故・故障等の履歴等の各種 管理記録等が整備・保管されていた か。	A	各種業務に係る記録の保管は適 正に行われている。	В	備品管理について、廃棄処分時 の報告と備品台帳の車椅子残数 が異なっていた。調査後、訂正 を行った。	
	⑦使用許可等	使用許可等申請が適正に行われてい たか。	A	協定書の定めによるところにより適 正に事務を行った。	Α	協定書に定める業務について、 適切に行われている。	
	⑧利用料金等の徴収状況	徴収、減免、還付等は帳簿等が作成 され、適正に行われていたか。	A	協定書のとおり帳簿による徴収等 の状況管理を適正に行った。	А	介護サービスに係る自己負担額 等は適切に管理されている。	
	⑨個人情報	個人情報の取扱いが適正になされて いたか。	A	個人情報取り扱い特記事項のと おり適正な取り扱いを行った。	А	個人情報取り扱い特記事項のと おり適正な取り扱いを行った。	
	⑩法令遵守	関係法令を遵守していたか。	A	介護保険法令および老人保健施 設設置条例第5条各号の規定を 理解し遵守した。	А	法令違反は見受けられなかっ た。	

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の 運営がなされ、優れていると認められる。
В	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一 部に改善の必要性が認められる。
С	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急 な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

		<u> </u>				
評価項目			指定管理者 市			市
	業務運営項目	評価の基準	判定		判定	評価理由
	①施設利用状況及び利用 者増加への取り組み	利用者数の増加や利便性を高めるための具体的な取り組みが行われていたか。	A	ご意見箱の設置によりニーズの把握および、ニーズに合わせたサービスの提供を行った。(音楽療法:週2回、メイク療法:2ヶ月に1回、書道教室:週3回、絵画教室:週2回)	А	退所後の利用者のケアのために 新たに訪問リハビリテーション 事業開始に向けての検討を行っ た。
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員 によって格差が生じないよう、施設 のサービス水準を確保するための取 り組みを行ったか。	Λ	定期的な勉強会を実施し、サービスの平準化を行い高い質のサービス確保を図った。CS委員会を設立しており、毎月開催。顧客満足についての討論を行っている。	A	サービス水準は、期待される水 準であった。
サービ	③適切な情報提供	すべての利用者が情報を得ることが できるよう適切な利用情報の提供を 行ったか。		イベント情報などを施設内で掲示。 またHPにも施設内の画像を掲載することにより情報提供を行った。 志摩の里まつり、歌謡ショー(毎月)	А	掲示物などで、施設利用者に広 く情報提供している。
スの質の向上		緊急時のマニュアルが整備され、従 業員訓練の実施や事故発生時・緊急 時の対応は適切か。	A	緊急時マニュアル、防災マニュアルおよびBCPを作成し事故発生時・緊急時の対応が適切に行えるよう整備できている。	А	適切に整備されている。
	⑤苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	CS委員会で受付。必要に応じて 苦情処理委員会の設置および、 市への報告を適切に行っている。	А	苦情解決に向けて、関係者を集め会議を行っている。事故があった場合についても、適切に報告されている。
	⑥自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が行 われていたか。	A	志摩の里祭りを実施し、利用者から好評をいただいた。 毎年実施している。	А	自主事業や地域イベントに救護 班及びボランティアとして参加 し、積極的に地域貢献を行って いる。
	⑦事業の評価	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがな されたか。	A	毎月、経営会議を実施し改善点 の把握と改善実施により次年度に つなげる取組を行った。	А	年3回管理運営会議で市に報告 をし、次年度につなげている。
施設・	①建物・設備の保守点検	建物・設備・植栽等が適切に管理され、安全性の確保、良好な機能及び 美観の保持がされていたか。	A	毎月の施設巡視活動により、建物・設備の状況を把握している。 専門業者による保守点検の実施 も行っている。	А	適宜、外部に保守点検契約を し、管理を行っている。
設備等の維	②備品の管理	備品台帳に基づき、備品の管理・点 検・保守は適切に行われていたか。	A	2万円以上のものは備品台帳により管理し適切に管理した。	В	備品管理について、廃棄処分時 の報告と備品台帳の車椅子残数 が異なっていた。調査後、訂正 を行った。
	③備品・設備等の整理整 頓	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	毎月の施設巡視活動により、危険 個所の特定を行い対応策を周知 することで整理整頓に努めた。ま た、5S活動を掲げて実施してい る。	А	施設評価シート作成時に、現地 確認を行ったが特に問題はなく 整理整頓がされている。

※各項目ごとの判定

A T R T C C V T L C C C C C C C C C C C C C C C C C C						
判定	評価基準					
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の 運営がなされ、優れていると認められる。					
В	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。					
С	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急 な改善が必要である。					
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。					

指定管理業務項目別評価表

_						
評価項目			評価			4-
		기상다구	指定管理者	기선	市	
施設・	業務運営項目 ④修繕業務	評価の基準 点検によって異常が認められた場合 は、速やかに修繕・交換・整備・調 整等の適切な処置を講じ、その内容 を記録させたか。		評価理由 協定書に定めれれた額未満の修繕は速やかに実施した。 市の予算にて行う修繕が発生した 場合には遅滞なく所管課と調整を 行った。	判定 A	評価理由 管理運営会議等で長期的な修繕 計画や施設運営に支障のある修 繕工事は適宜調整を行いながら 施工している。
設備等の維持	⑤清掃業務	清掃が適切に行われ、施設・備品・ 器具等が清潔な状態に保たれていた か。	A	業者による清掃委託により清潔な 状態を保つよう努めた。	А	施設評価シート作成時に現地で 目視確認を行ったが、清潔な状態に保たれている。
育理		鍵の管理及び防犯に対する対策・対 応は適切だったか。	A	帳簿による鍵の管理を適切に行った。防犯対策のために警備会社 による遠隔警備を実施している。	А	入退出は、管理されており問題 は見られない。
健全な財	①会計処理は適正になさ れているか	会計帳簿の整備、伝票や領収書等の 書類の整備・保管、現金の取扱いが 適切になされているか。		会計帳簿を備え、伝票等の会計 関係書類も保管している。簿記有 資格者による会計処理および委 託税理士による確認作業も実施し ている。	А	毎月の事業報告、年度ごとの事 業報告も適宜適切に行われてい る。
務・適切な	②公租公課に滞納はない か	国税・地方税・社会保険料等の公的 な債務について、履行遅滞となって いないか。		公租公課は納付期限までに適正 に納付した。	А	滞納はない。
会計処理		収支のバランスは適正か。債務超過 に陥っていないか。	A	前年度から引き続いて赤字であったが、大きな債務はなかった。次年度からは改善に取り組み、黒字化を見込んでいる。	А	報酬改定の影響で、事業収支が 減収しているが、次年度以降事 業を拡大する予定し改善してい く。
所管課追加項目						

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
В	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされている が、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、 早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。